

○議長（茅沼隆文）

日程第3 議案第2号 指定管理者の指定について（あしがり郷「瀬戸屋敷」）を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例第3条の規定により、指定管理者にあしがり郷「瀬戸屋敷」の管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案いたします。よろしく申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

北部地域活性化担当課長。

○北部地域活性化担当課長（井上 新）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第2号 指定管理者の指定について（あしがり郷「瀬戸屋敷」）。

次の者をあしがり郷「瀬戸屋敷」の指定管理者として指定したい。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称等、名称、あしがり郷「瀬戸屋敷」、位置、開成町金井島1336番地。

2、指定管理者の名称等、名称、株式会社オリエンタルコンサルタンツ、代表者、代表取締役社長、野崎秀則、所在地、東京都渋谷区本町三丁目12番1号。

3、指定の期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（3年間）。

平成29年1月19日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、添付いたしました資料をご覧いただきたいと思っておりますけれども、まず1ページ目が株式会社オリエンタルコンサルタンツからの瀬戸屋敷指定管理者指定申請書の写し、2ページ目が産業振興課北部地域活性化担当課長から開成町指定管理者選定委員会委員長に宛てた開成町公の施設に係る指定管理者の候補者選定依頼書の写し、3ページ目が開成町指定管理者選定委員会委員長から産業振興課北部地域活性化担当課長に宛てた開成町公の施設に係る指定管理者の候補者選定結果報告書の写し、最後の4ページ目があしがり郷瀬戸屋敷指定管理候補者選定にかかる評価結果書を添付してございます。

それでは、選定の経緯等の詳細につきましては、開成町指定管理者選定委員会委員長であります副町長から御説明申しあげます。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

それでは、指定管理者選定委員会を代表しまして、あしがり郷瀬戸屋敷に係る指定管理者の選定に至りました経緯及び審査方法並びに選定結果について、御説明を

させていただきます。

まず、経緯につきましては、弥一芋などの地域農産物の普及や地方創生の機運の高まりにあわせ、北部振興の拠点施設として瀬戸屋敷に人の流れを呼び込む仕掛けづくりや利用者ニーズに沿った貸館形態の整備を行うために新たにあしがり郷瀬戸屋敷に指定管理者制度を導入することとしたため、平成28年9月29日付けで当該業務の所管課であります、産業振興課北部地域活性化担当課長より、募集基準、審査依頼書の提出がございました。

これを受けまして、10月13日及び25日に当委員会として、この案件に係る募集要項（案）や業務仕様書（案）の内容、提案いただく事業計画書及び収支計画書（案）の募集に関する基準と候補者の選定基準（案）などについて審査をいたしました。募集に関する基準に従い、所管課である産業振興課北部地域活性化担当において11月21日から11月30日までの間、指定管理業務に関する募集をしたところ、2者より応募がございました。この応募に基づき、参考資料の2ページのとおり、産業振興課北部地域活性化担当課長名で当委員会委員長宛てに候補者選定依頼書の提出がございました。

候補者選定依頼書を受けまして、12月13日に2者から提出をされました管理業務に係る事業計画書、収支計画書、定款、決算諸表などにより書類審査を行うとともに、申請団体へのヒアリングと評価を実施し、最終的に候補者を1者に決定してございます。

ヒアリングにつきましては、1者につき約40分間で行っております。まず、申請者からの説明を受けた上で、各委員から提出書類の内容や考え方などについて申請者に質疑し、その回答を踏まえて各委員が所定の評価書に従い評価したものを仮評価としてございます。次に、各委員間で情報共有のための意見交換をしまして2者の最終評価を行いました。

評価点の集計に際しましては、選定条件としました1、法令等による指定資格の項目を満たしていること、2、各委員の評価を合計した結果、得点が50%以上であること、3、各委員の評価を合計した結果で評価項目中に1項目でも0点の項目がないこと、4、各委員の評価結果で過半数を超える委員の支持があり、かつ総合得点で1位であることなども確認をしております。

なお、今回の委員会では私が委員長を務めさせていただいておりますけれども、他に4部長、税務窓口課参事、教育委員会事務局参事の内部委員に加えまして、外部委員として中之名にお住まいの税理士、藤井宏さん、金井島にお住まいの開成町北部地域活性化推進協議会会長の内藤博人さんにも加わっていただき、計9名で構成をしております。そのうち、税理士の藤井宏さんについては、その専門的な見地から選定団体の経営状況を主に審査していただくこととして、評価はほかの委員8名で行っております。

また、この選定における審査基準につきましては、利用者の平等な利用が確保されていること、公の施設の効果的な活用と管理経費の削減が図られること、管理を

安定して行う物的及び人的能力があること、選定団体の経営状況などとしており、その基準を満たすかどうかにより審査をしてございます。

最後に評価結果でございますが、参考資料の4ページでございますように、委員8名による評価としまして、株式会社オリエンタルコンサルタンツの総合得点が5,250点と第1位であり、得点率も66.96%であり、8名全員が1位に評価をしてございます。

この団体を選定した理由としましては、国内トップレベルの売り上げ実績を有した総合コンサルタント企業として世界的に活躍する企業であり、指定管理業務の受託件数も豊富であります。瀬戸屋敷を北部振興の拠点にふさわしい施設として効果的な活用と安定した管理運営を行う能力を十分に有し、利用者サービスの質の向上が期待できるものとして捉え選定をさせていただきました。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

井上議員。

○9番（井上三史）

9番、井上です。

8人の評価の方が全員2番の団体を選定したということで、これは圧倒的な差があるのかなと、そのように数字からは見させていただきました。今後、開成町が最も期待を寄せるところは人の流れをどう呼び込むかということなのですけれども、ヒアリングの中で2番の業者が何か特徴的な「おっ」と思われるようなことを述べていただいているのか、もし、ありましたら、その辺のところを聞かせていただけたらと思います。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

今、御説明した中にもありましたけれども、選定したポイントとしましては、いわゆる指定管理業務の実績も豊富で、その実績を生かして利用率向上策を示されているということ。それから、利用者目線に立って、訪れた全ての方に癒しを与える地元であり実家であると、そういう居心地の良い地域づくりを目指していくのだという提案がされました。施設の効果的な活用と安定した管理運営能力を十分に持つておられるという企業で、利用者サービスの向上が以後、期待できるというところを高く評価させていただいたということです。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

今後、開成町も外国人、要するにインバウンド、例えば、箱根とかそちらに来た

観光客をいかに開成町に呼び込んでくるのかということなのですからけれども、その辺で新しい外国人対応であるとか何かが出ていたらばと思ってちょっと期待をしておりましたけれども、でも、最もそのところにポイントを置いて評価されているというのはよく分かりましたので。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございますか。

佐々木議員。

○1番（佐々木昇）

1番、佐々木昇です。

今回の指定管理者候補の選定にあたっては、私も理解いたしました。その中で、現在、瀬戸屋敷さんを管理されている職員の方たち、多分、昨年4月だと思いますが館長さんが代わられて、今年度内にも新たに雇用されている方もおられるというようなお話を聞いておりますけれども、この方たち、ぜひ私、希望があれば継続して雇用をこちらでさせていただきたいと思っておりますけれども、今回、管理候補事業者さんとそのあたりのお話などされているのか、その辺の町の考えが何かありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

北部地域活性化担当課長。

○北部地域活性化担当課長（井上 新）

佐々木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の指定管理を導入するにあたりまして、町では募集要項を定めております。そちらの仕様の中で、組織及び人員配置の関係で、そういった施設の職員については開成町民の雇用に努めることという形で御要望させていただいております。応募の内容を見ても、方向性としては、そういった方向で雇用を考えているというような考えでございましたけれども。まずは、こちらの指定管理の導入にあたって、今日、お認めいただいた後に業者と接触しながらその辺の最終調整はしていきたいと。

今は開成町の非常勤という形で雇用しておりますので、それが民間の雇用になってまいりますので、その辺は当事者の御希望もあると思っておりますので、その辺は十分反映をしながら、町も一緒になって、その辺、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。

私は、指定管理の期間について、ちょっとお伺いします。3年間という形で今回

はなっているわけであります。あしがり郷瀬戸屋敷の設置及び管理に関する条例を昨年制定したときに、ここの期間は5年以内ということになっておりますので、3年は当然その中に入っているわけですから、特に問題はないと思いますが、開成町の全体の指定管理者期間を見たときに、水辺スポーツ公園であったり駐輪場、あとは福社会館、グリーンリサイクルセンター、自治会等は5年という形になっております。たしか、去年も3年間に今回はしたいという説明があったような記憶はあるのですけれども、詳細について、なぜ3年だったのかということ、ちょっと記憶が定かではないものですから、3年間に絞ったというところの経緯を教えてくださいたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

期間の関係については選定委員会の中でも議論をしていますけれども、基本的には町の中で公の施設に係る指定管理者制度に関する基本方針、こういうものを定めております。適切な競争の確保と指定管理の経営の安定の観点というところから、原則は5年としております。ただし、初めて導入する施設の場合については、3年間という目安を持っています。これにつきましては、指定管理者となった民間事業者等による管理が適切に行われているかどうかを把握するということと、新制度の運用状況を十分に見きわめながら、問題点等が生じた場合には改善を加えて実効性を高めていくという必要性の中から、そういう期間を設定してございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

思い出しました。理解いたしました。

それから、あと4ページの評価結果書なのですが、これは先ほど同僚議員からも質問がありましたように、応募者2が全員1位ということで圧倒的な形で決まっているということは理解いたします。その中でも、例えば、委員のAあるいはGという方は、ちょっとほかの方と比べて差異が大きいかないかなというような感じもいたしまして、ここのところは個人差の部分かなと思いますが。

先ほどから観光客の交流等のお話がありますが、現状では瀬戸屋敷しかないわけでありまして、観光交流をどういう形で引き込んでくるかというところが一つのポイントになるかなと思うのですが、今回の指定管理者については、どういう範囲までを今回の条件の中で出されたのか。プレゼン等については、それなりのプレゼンをされたと思うのですが、1番と2番の方の大きな差異が生じた、その辺の観光客を引き入れる魅力的なプレゼンはどういう違いがあったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

北部地域活性化担当課長。

○北部地域活性化担当課長（井上 新）

それでは、私からお答えをさせていただきますけれども、今回の指定管理業務にあたりまして一つポイントとして大きな部分が、瀬戸屋敷の現状を考えたときに、12月の補正でも御承認いただきました飲食物の提供であったりとか、そういった部分、それとイベント事業はひなまつり、あじさいまつりといった大きなイベント以外、瀬戸屋敷倶楽部さんでいろいろ行事をやっていただいておりますけれども、プラスアルファでいろいろなイベント事業を考案していただきながら活性化を図っていくといった部分で、特に今回、そういった意味を含めて指定管理をさせていただいているという部分がございますので。既存の事業をあまり圧迫しないような形でプラスアルファの新規事業、そういった部分での力の入れ方、そういったところは今回の提案事業として、ほかの指定管理と違って、特に担当課としては力を入れさせていただいたポイントとなっております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

私も、地元ということもありまして、瀬戸屋敷の指定管理者については非常に前から希望しているところが強かったものですから、ぜひ、今回はこういう形で決めさせていただいて、それで今後についてはますます町の魅力的な施設として使用できるような形にしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

瀬戸屋敷というのは、以前、事業仕分けの中で持ち上がった中で、指定管理に持っていくまでに苦労されたのではないのかなという。今回、2名出て特定できたということで、ほっとしているところであります。

そのような中で、先ほど課長答弁の中で、選定理由の中での話を云々とされた中で、去年の12月補正で出された案内所改修工事の実施設計の委託料ということで、64万円でしたっけ、出されて承認されているのですが、今回、当然、これは実施設計がまだできていない状態での提案を出した中で審査されていると思うのですが、そのような中で、今後、実施設計を業者とヒアリングをするのかどうか、計画があると思うので、そこら辺の絡みというのはどういう計画でやっていけるのかどうか、そこら辺の説明をもう少し詳しくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

北部地域活性化担当課長。

○北部地域活性化担当課長（井上 新）

山田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ちょうど12月補正でとらせていただきまして、そちらの案内所を飲食物の提供といったところで、これから設計をしてといった部分では、ここで指定管理業者を決定させていただきながら、そちらの御意見も予算をとった範囲の中で反映できるものはさせていただきたいと考えております。

ただ、市街化調整区域の農振地域のエリアでございますので、相当の制約があるといったところは変わらない部分ですので、その範囲内でやらせていただこうと考えております。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

そうすると、このたびの提案の中で、そこら辺の提案というのはされていたのかどうか、あくまでも現況での維持管理をプラスアルファする中での提案だったのか、そこら辺、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

北部地域活性化担当課長。

○北部地域活性化担当課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

飲食物の提供事業につきまして、募集要項の段階で大まかな部分としていろいろ、施設案内所において現状の案内所機能を維持したまま空きスペースを利用して軽飲食の提供を行うものといったところで、最低の飲食の設備工事、そういったところは、こういったものは考えていますよというところは募集要項の段階でお示しをさせていただいておりますので、そういったところで、これからそういったところを踏まえて一緒に考えながら組めていくのかなと考えております。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

より良い施設にしてもらって、観光客が喜ぶ施設、また地元の住民が遊べる空間というのですか、そういう施設の充実を図っていただきたいと思うところであります。

それと、あと一つ気になるのが、瀬戸屋敷というのは高木等があつて、常に手を入れているという状況があると思います。今後の課題だと思うのですが、単なる伐採して終わりではなくて、何かイベント的な部分で仕掛けても良いのかななどと思いますので、せつかく民間の力が入ったということで、幅広くいろいろなやり方もできると思うので、既存の今までの流れを重視し過ぎるのではなくて。やはり、新

しい気に入るということはイベントのやり方も管理のやり方も変わってくると思うので、既存にとらわれないで反映していただきたいなというところをお願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

5番議員の石田史行でございます。

今回の指定管理につきましては、瀬戸屋敷の現状を鑑みて民間事業者の知恵をお借りして現状を打破していくという方向でありますので、反対する理由は全くないわけですが、一つ懸念するのは、指定管理期間が3年間は結ばれるわけですから3年間はしっかりやってくれると思うのですが、やはり民間の事業者さんの怖いところは、当然、今回、瀬戸屋敷のポテンシャルというところに着目をしてコンサルの方が利益が見込めるなというところで参入してきたと思うのです。ただ、民間の怖いところは、利益が見込めなくなってくると手をさっと引かれる、そういう可能性も当然3年後以降にあり得ると思うのですが、その辺の対処方策、そういったものについてどう考えているのか、どういう話し合いを、これから協定書を結ぶと思うのですけれども、その辺の手当てをどうするつもりなのか、そこを確認したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

御指摘の3年という期間の中で、先ほどお認めいただいた、そういう予算の絡みもあるのですけれども、指定管理料を3年間支払っていくという事業ですから、当然、発注者側の責任として定期的な形でモニタリングをするということも町の指定管理を導入するという際には定めをしておりますので、そういうことをいわゆる受注者側に契約の段階で励行するように指導していきたいと考えています。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、採決を行います。

議案第2号 指定管理者の指定について（あしがり郷「瀬戸屋敷」）、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）



○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。